コロナ支援

高齢者向けホテル・旅館利用券などを郵送します

長寿課　☎66-1105

コロナ禍での自粛疲れの癒しを目的に、利用券などで高齢者を支援します。

対　象　９月１日時点で市内に住民票があり、今年度中に65才に以上になる方

配布内容

●ホテル・旅館利用券 4,000円分

●商品券 6,000円分

利用期限　令和３年１月31日

井戸水を使用している方の下水道使用料について

下水道課　☎66-1140

井戸があり下水道に接続している家庭の下水道使用料は、申告に基づいて次のように認定しています。

トイレの水洗水、台所・洗濯の使用水

１人につき1㎥／月

風呂の使用水

１世帯２人まで4㎥／月、２人を超え１人増すごとに1㎥／月加算

※上水道と井戸水を併用している場合は、認定水量の２分の１です。

家族の人数や井戸水を使う場所に変更があるときは、印鑑を持って直接下水道課へ。また、家を取り壊して下水道を使用しないときも届け出が必要です。

新型コロナウイルス感染症に関する追加支援　コロナ支援

市議会９月定例会で審議している内容です。

新生児特別定額給付金

対　象　４月28日～令和３年４月１日に生まれ、市内に最初の住民登録をし、申請日まで引き続き住民登録している新生児

給付額　１人10万円

行政課　☎66-1155

子育て世帯への応援券対象拡大

子育て世帯への商品券配布について、令和３年４月１日生まれの子どもまで対象を拡大します。

給付額　１人２万５千円

※12月１日以降生まれの子どもには現金で給付。

子育て支援課　☎66-1108

野焼きは違法です

環境清掃課　☎57-4100

ごみの屋外焼却（野焼き）の煙によって「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがつく」「のど・目が痛くなった」「気分が悪くなった」など、苦情が多く寄せられます。周辺へ迷惑をかけたり生活環境へ悪影響を与える焼却は認められていません。

ごみ処理は適切に

・少量のごみ…燃やすごみ収集日に出しましょう

・多量の草木…一色不燃物最終処分場に持ち込みましょう

※運搬用軽トラックの無料貸し出し（要事前予約）を環境清掃課で行っています。

野焼きは５年以下の懲役、1,000万円以下の罰金

野焼きの原則禁止は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にうたわれています。悪質な野焼きは警察に通報してください。

問合先　蒲郡警察署生活安全課（☎68-0110）

野焼きから大火災に

火災と間違いやすい煙・火災を発する行為はあらかじめ届け出が必要ですが、野焼きを許可するものではありません。野焼きはちょっとした油断や不注意で火災となり、負傷・死亡に至る危険があります。

問合先　消防本部予防課（☎68-0937）

生活排水対策に取り組みましょう

環境清掃課　☎57-4100

10月は「クリーン排水推進月間」・「浄化槽強調月間」

生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。できることから始めてみませんか。

身近な生活排水対策

・食べ残し・飲み残しを減らす

・排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く

・使用済み油は廃油回収を利用する

・食器や鍋の油汚れはまず拭き取る

・洗剤は適量を測って使う

浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査（中部微生物研究所 ☎76-2228）を受けなければなりません。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。

最低賃金が改定されます

観光商工課　☎66-1119

10月１日～時間額927円（現行926円）に改定されます。

県内の事業所で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パートアルバイトなど）に適用されます。
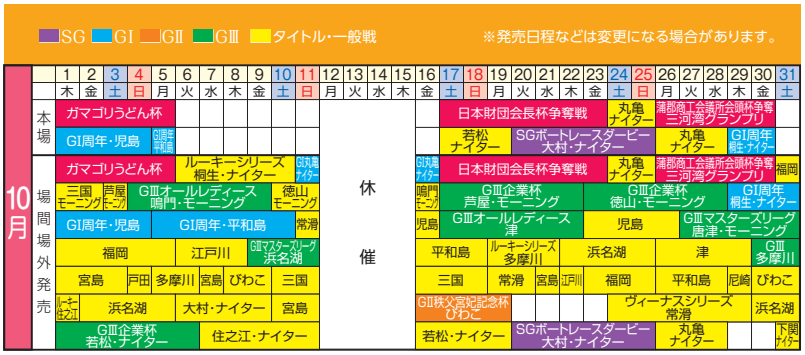
問合先　豊橋労働基準監督署（☎0532-54-1192）